

令和 7 年度 土居保育所 重要事項説明書

保育の提供を開始するにあたり、当保育所より説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設運営主体

名 称	安芸市
代 表 者 氏 名	安芸市長 横山 幾夫
所 在 地	安芸市土居 8 2 番地 1
電 話 番 号	0887-34-1111

2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	土居保育所
所 在 地	安芸市土居 1056 番地
電 話 番 号	0887-35-2067
管 理 者 名	所長 川久保 二美
利 用 定 員 （ 年 齢 別 ）	1・2 歳児 24 人 3・4・5 歳児 46 人 合計 70 人
認 可 年 月 日	昭和 30 年 4 月 1 日

3. 施設の目的・運営方針

- (1) 保育を必要とする乳幼児を受け入れ、児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう児童の保育事業を行うことを目的とします。
- (2) 入園する児童の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (3) 保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、児童の状況や発達過程を踏まえ、養護と教育を一体的に行います。
- (4) 児童の家庭や地域の様々な社会資源との連携の下に、児童の保護者に対する支援及び地域の子育てに対する支援等を行うよう努めます。
- (5) 安芸市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例その他関係法令を遵守し、運営します。

4. 施設・設備等の概要

敷地	全	体	3,666.25 m ²
	園	庭	2,619.57 m ²
建物	構	造	RC 構造
	延 べ 面 積		738.08 m ²
施設の内容	乳 児 室 兼 ほ ふ く 室		1 室
	保 育 室		5 室
	遊 戯 室		1 室

5. 職員体制 令和7年4月1日現在

職 名	人 数
所 長	1 人
主 任 保 育 士	1 人
保 育 士	7 人
調 理 員	2 人
嘱 託 医	1 人
嘱 託 歯 科 医	1 人

6. 保育を提供する日

開 所 日	月曜日から土曜日
休 所 日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、日曜日、年末年始(12月29日から1月3日)、所長が必要と認めた日

7. 保育を提供する時間

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間 次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた保護者の方が保育を必要とする時間とします。

月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で	午前8時から午後6時00分まで
土 曜 日	午前8時から午後0時まで

(2) 保育短時間認定に係る保育時間 次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた保護者の方が保育を必要とする時間とします。ただし、保育短時間認定の範囲以外の時間において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、開所時間の範囲内で延長保育の提供が可能です。

月 曜 日 か ら 金 曜 日 ま で	午前8時から午後4時まで
土 曜 日	午前8時から午後0時まで

※延長保育は、お迎えが午後4時30分を過ぎた場合に負担金が発生し、1日当たり100円/人になります。また、利用にあたっては、別途申請が必要になります。

8. 提供する保育等の内容

保育所保育指針に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育

特定教育・保育給付認定を受けた保護者に係る児童に対し、当該特定教育・保育給付認定における保育必要量（保育標準時間認定、保育短時間認定）の範囲内において保育を提供します。

(2) 延長保育

やむを得ない理由により、特定教育・保育給付認定における保育必要量（保育短時間認定）の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該特定教育・保育給付認定に係る児童に対し、前頁 7（1）に規定する時間の範囲内において、延長保育を提供します。

(3) 食事の提供（ただし、3・4・5 歳児の児童に係る主食は除きます。）

(4) その他保育に係る行事等

9. 利用者負担額等

特定教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担額（保育料）及び副食費をお支払いいただきます。

10. 利用の開始に関する事項

入所申込書の提出を受けたときは、その内容を審査し、保育所への入所を認める場合は、入所承諾書により当該保護者に通知します。

11. 利用の終了に関する事項

以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 児童が小学校に就学したとき

(2) 特定教育・保育給付認定保護者が、子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

12. 緊急時の対応方法

(1) 保育の提供時に、児童に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに嘱託医又は児童の主治の医師に連絡する等、必要な措置を講じます。

(2) 保育の提供により事故が発生した場合は、安芸市福祉事務所及び児童の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

(3) 保育所は、事故の状況や事故に際してとった処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じます。

(4) 児童に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

13. 非常災害時の対策

非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施します。

14. 虐待の防止

保育所は、児童の人権の養護及び虐待の防止を図るため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修を実施する等の措置を講ずるよう努めます。

15. 苦情対応

保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために窓口を設置しています。

担 当 者	主任保育士 谷内 晶子			
苦情解決責任者	所長 川久保 二美			
利 用 時 間	午前9時～午後4時			
連 絡 先	電話・FAX 0887-35-2067			
第 三 者 委 員	安養寺 仁	門田 満穂	一圓 昌佑	内川 慶子
	電話 32-0232	電話 35-2920	電話 34-2755	電話 35-4808
受 付 方 法	口頭・電話・FAXなどで苦情を受け付けています。			

16. 賠償責任保険の加入

以下の保険に加入しています。

保 険 会 社	損害保険ジャパン株式会社（幹事保険会社）		
保 険 の 種 類	学校賠償責任保険		
保 険 金 額 (支払限度額)	身体賠償	1名につき	1億5,000万円
		1事故につき	15億円
	財物賠償	1事故につき	2,000万円

17. その他

当該重要事項説明書に定めるもののほか、入園・利用にあたっての詳細な事項については、別途作成している「保育所入所のしおり」において記載しています。